○損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成二十年総務省告示第二百四十二号）新旧対照表　（傍線の部分は改正部分）

現行	改正案
第一　総括的事項 一　定義 1　本基準における用語の使用については、2に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。 2　本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 損失補償債務等負担見込額　地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に係るものを除く。）に対する一般会計等負担見込額をいう。 (2)　(略) (3) 金融機関等　金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者（この告示に基づいて一般会計等において負担することが見込まれる額の算定を行う当事者である地方公共団体を除く。）をいう。 (4)～(6) (7) 一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人を含む。）をいう。	第一　総括的事項 一　定義 1　本基準における用語の使用については、2に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。 2　本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 損失補償債務等負担見込額　地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び受益権を有する信託の受託者に係るものを除く。）に対する一般会計等負担見込額をいう。 (2)　(略) (3) 金融機関等　金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者（本基準　に基づいて一般会計等において負担することが見込まれる額の算定を行う当事者である地方公共団体を除く。）をいう。 (4)～(6) (7) 一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する一般社団法人等 をいう。

(8) （略）	(8) （略）
二　損失補償債務等の評価の区分	二　損失補償債務等の評価の区分
損失補償債務等負担見込額は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。	損失補償債務等負担見込額は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。
１　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償（２に掲げるものを除く。）	１　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償（２に掲げるものを除く。）
(1) 民間金融機関等からの借入れ等の債務に係る損失補償（(2)に掲げるものを除く。）	(1) 民間の金融機関等からの借入れ等の債務に係る損失補償（(2)に掲げるものを除く。）
(2) 国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償	(2) 国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償
２　公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	２　公的保証機関の保証、制度融資等に係る損失補償
(1) 公的保証機関の保証債務に係る損失補償	(1) 公的保証機関の保証債務に係る損失補償
(2) 制度融資に係る金融機関の貸付けに係る損失補償	(2) 制度融資に係る金融機関等の貸付けに係る損失補償
３　その他の形態の損失補償又は債務保証	３　その他の形態の損失補償又は保証
三　評価結果の適切な開示	三　評価結果の適切な開示
個々の法人に係る評価結果の公表については、関係法令の規定も踏まえ、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。	個々の法人に係る評価結果の公表については、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。
四　その他	四　その他
本基準のほか、各年度の規則第12条第５号に規定する損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に当たり必要な事項は別に定める。	本基準のほか、各年度の規則第14条第２号に規定する損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に当たり必要な事項は別に定める。
第二　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準	第二　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準
一　算定方式の区分	一　算定方式の区分
１　地方公共団体の法人への財政援助として金融機関等からの借入れ等の債務に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。	１　地方公共団体の法人への財政援助として金融機関等からの借入れ等の債務に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方式によって算定するものとする。
(1) 標準評価方式（次のイ及びロの方式又はハの方式により算定する方式）	(1) 標準評価方式（次のイ及びロの方式又はハの方法により算定する方式）

イ　財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法をいう。）

ロ　外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法をいう。）

ハ　格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から　判定する方法

(2) 個別評価方式（次のイからハまでのいずれかの方法により算定する方法）

イ　資産債務個別評価方式

ロ　経営計画個別評価方式

ハ　損失補償付債務償還費補助評価方式

2　複数の地方公共団体が損失補償を行っている出資法人等の債務等に係る損失補償債務等負担見込額の算定に当たっては、関係地方公共団体間で協議を行い、統一した手法で算定するものとし、次の(1)から(3)までの例により、出資法人等の債務等に係る損失補償債務等負担見込額の総額を関係地方公共団体間で適切に分担して将来負担比率に算入するものとする。

(1) 財務諸表評価方式による場合には、原則として、すべての損失補償を１の地方公共団体が行ったものと仮定して算定した損失補償債務等負担見込額について、関係地方公共団体の損失補償残高　の割合に応じてあん分して将来負担比率に算入するものとする。

(2) 外形事象評価方式による場合には、損失補償付債務の元利償還金に対する財政支援の割合に応じて損失補償債務等負担見込額を算定するものとする。

(3) 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法又は個別評価方式による場合には、関係地方公共団体間で協議して損失補償債務等負担見込額を算定し、あん分により関係地方公共団体の将来負担比率に算入するものとする。

二　標準評価方式

イ　財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から二の１に規定する債務区分等を判定する方法をいう。）

ロ　外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から二の１に規定する債務区分を判定する方法をいう。）

ハ　格付機関の格付から二の１に規定する債務区分を判定する方法

(2) 個別評価方式（次のイからハまでのいずれかの方式により算定する方式）

イ～ハ　（略）

2　複数の地方公共団体が損失補償を行っている出資法人等の債務　に係る損失補償債務等負担見込額の算定に当たっては、関係地方公共団体間で協議を行い、統一した手法で算定するものとし、次の(1)から(3)までの例により、当該損失補償付債務に係る損失補償債務等負担見込額の総額を関係地方公共団体間で適切に分担して将来負担比率に算入するものとする。

(1) 財務諸表評価方式による場合には、原則として、全て　の損失補償を一の地方公共団体が行ったものと仮定して算定した損失補償債務等負担見込額について、関係地方公共団体の損失補償の残高の割合に応じてあん分して将来負担比率に算入するものとする。

(2) 外形事象評価方式による場合には、損失補償付債務の元利償還金に対する財政支援の割合に応じて損失補償債務等負担見込額を算定するものとする。

(3) 格付機関の格付から債務区分を　判定する方法又は個別評価方式による場合には、関係地方公共団体間で協議して損失補償債務等負担見込額を算定し、あん分により関係地方公共団体の将来負担比率に算入するものとする。

二　標準評価方式

1　標準評価方式とは、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿出資法人等の損失補償付債務を次の(1)から(5)までに掲げる区分（以下「債務区分」という。）に分類し、当該損失補償を付した金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に、当該債務区分ごとに定める乗率（以下「算入率」という。）以上で地方公共団体が当該法人ごとに定める率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とする算定方法をいう。	1　標準評価方式とは、３及び５又は７に定めるところにより出資法人等の損失補償付債務を次の(1)から(5)までに掲げる区分（以下「債務区分」という。）に分類し、当該損失補償付債務に対して損失補償を行っている額に、当該債務区分ごとに定める乗率（以下「算入率」という。）以上で地方公共団体が当該法人ごとに定める率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とする算定方法をいう。
(1) A（正常償還見込債務）　10%	(1) A（正常償還見込債務）　10%
(2) B（地方団体　　要関与債務）　30%	(2) B（地方公共団体要関与債務）　30%
(3) C（地方団体　　要支援債務）　50%	(3) C（地方公共団体要支援債務）　50%
(4) D（地方団体　　実質管理債務）　70%	(4) D（地方公共団体実質管理債務）　70%
(5) E（地方団体　　実質負担債務）　90%	(5) E（地方公共団体実質負担債務）　90%
2　標準評価方式による区分を行う場合において、出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることを検討するものとする。	2　標準評価方式による算定を行う場合において、出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることを検討するものとする。
3　財務諸表評価方式	3　財務諸表評価方式
(1) 財務諸表評価方式とは、出資法人等を次のイからハまでの区分に分類し、(2)から(4)までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該出資法人等の損失補償付債務を債務区分に分類し、損失補償債務等負担見込額を算定する方式をいう。	(1) 財務諸表評価方式とは、出資法人等を次のイからハまでの区分に分類し、(2)から(4)までに定める方法により、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、当該出資法人等の損失補償付債務を債務区分に分類し、損失補償債務等負担見込額を算定する方法をいう。
イ　一般法人　ロ及びハ以外の一般社団法人等、会社法法人、社会福祉法人その他の法人をいう。	イ・ロ　（略）
ロ　地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人　鉄軌道事業、上水道事業、工業用水道事業、下水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理事業を行う法人で、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの２分の１以上を出資している法人をいう。	
ハ　不動産取引型法人　地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の売買を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の	ハ　不動産取引型法人　地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の売買を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の

売買を主たる業務とする法人等で地方公共団体が２分の１以上を出資するもの及び一般社団法人等である農地保有合理化法人　　で地方公共団体が出えんしているものをいう。

(2) 一般法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－１の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況　　」欄について　当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について　当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

(3) 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－２の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況　　」欄について　当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について　当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

(4) 不動産取引型法人に係る損失補償付債務の債務区分の分類方法は、別紙１－３の表に定めるところによる。この場合において、同表中「純資産の状況　　」欄について　当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄について　当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて定められた債務区分に分類するものとする。

(5) 不動産取引型法人の基準は、国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第９条第２号の森林整備法人及び造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員又は設立者となっ

売買を主たる業務とする法人等で地方公共団体が２分の１以上を出資するもの及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）に規定する旧農地保有合理化法人を含む。）で地方公共団体が出えんしているものをいう。

(2) 一般法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－１の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて　　分類するものとする。

(3) 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人に係る損失補償付債務の債務区分は、別紙１－２の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて　　分類するものとする。

(4) 不動産取引型法人に係る損失補償付債務の債務区分の分類方法は、別紙１－３の表に定めるところによる。この場合において、同表中「貸借対照表上の純資産」欄については当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況に応じ、また、同表中「損益計算書上の経常損益」欄については当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況に応じて　　分類するものとする。

(5) (4)　　は、国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第２号の森林整備法人及び造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員又は設立者となっ

ている一般社団法人等（四において「林業公社」という。）の財務諸表に必要な修正を行った上で準用するものとする。

(6)・(7)　（略）

(8)　財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次のイからへまでの条件を満たさなければならない。

イ　（略）

ロ　経常損益の計算に用いる損益計算書において、出資法人等の元利償還金の一部に対する地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないものであること。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(イ)～(ハ)　（略）

ハ　不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の規定に準じた評価を行い、未売出土地について規則第９条第３号算式の符号Ｅの例に準じた評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ニ　（略）

(9)　純資産の額又は債務超過額の計算上、損失補償を付している地方公共団体の貸付金

ている一般社団法人等（四において「林業公社」という。）に係る損失補償付債務について、当該法人の財務諸表に必要な修正を行った上で準用するものとする。

(6)・(7)　（略）

(8)　財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次のイからニまでの条件を満たさなければならない。

イ　（略）

ロ　経常損益の計算に用いる損益計算書において、出資法人等の元利償還金の一部に対する地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料等として支出されているものであって当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないものであること。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

(イ)～(ハ)　（略）

ハ　不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の例により評価を行い、未売出土地について規則第９条第３号算式の符号Ｅの例により評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ニ　（略）

(9)　純資産の額又は債務超過額の計算上、損失補償を行っている地方公共団体の貸付金（規則第14条第３号の貸付金及び規則附

の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときは、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額を算出して適用することができるものとする。

(10) 出資法人等の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合においては、原則として、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日における純資産の額又は債務超過額を試算して適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。

(11) (略)

4 標準評価方式による財務諸表等に基づく債務区分の分類に当たって、出資法人等に次の(1)から(3)までのような事情があるときは、当該(1)から(3)までに定める債務区分とすることができるものとする。ただし、出資法人等の経営の実態等から判断して、これらの債務区分とすることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

5 外形事象評価方式とは、出資法人等の経済的取引や出資者等の支援等の事象に基づき、損失補償付債務を別紙２に定める債務区分に分類して損失補償債務等負担見込額を算定する方式をいう。

6 (略)

7 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(1) 出資法人等が地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受け

則第３条の貸付金を除く。）の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときは、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額を算出して適用することができるものとする。

(10) 出資法人等の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合においては、原則として、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日における純資産の額又は債務超過額を算出して適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。

(11) (略)

4 財務諸表評価方式による債務区分の分類に当たって、出資法人等に次の(1)から(3)までのような事情があるときは、当該(1)から(3)までに定める債務区分とすることができるものとする。ただし、出資法人等の経営の実態等から判断して、これらの債務区分とすることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

5 外形事象評価方式とは、出資法人等の経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象に基づき、損失補償付債務を別紙２に定める債務区分に分類して損失補償債務等負担見込額を算定する方法をいう。

6 (略)

7 格付機関の格付から債務区分を判定する方法

(1) 地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受け

ていない場合において、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合にあっては、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙３に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙３に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

(2) 出資法人等が地方公共団体から損失補償、出資及び貸付けのほか、補助金及びこれに類する財政支援のいずれをも受けていない場合において、次のイからハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付けを取得している場合には、当該格付けに基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができる。この場合において、債務区分の分類は当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合における債務区分は別紙４に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙４に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ　株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付け

ロ　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本ＳＭＥ格付け

ハ　株式会社日本格付研究所　ＪＣＲ中堅・中小企業格付け

三　個別評価方式

1　個別評価方式とは、出資法人等の当該年度の前年度の末日にお

ていない出資法人等が、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合であって、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を行っている場合には、当該格付　に基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は別紙３に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙３に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

(2)　地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受けていない出資法人等が、次のイからハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付を　取得している場合であって、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を行っている場合には、当該格付に　基づき、損失補償付債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は別紙４に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙４に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ　株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付　

ロ　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本ＳＭＥ格付け

ハ　株式会社日本格付研究所　ＪＣＲ中堅・中小企業格付　

三　個別評価方式

1　個別評価方式とは、出資法人等の当該年度の前年度の末日にお

ける時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前３年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方式により、損失補償債務等負担見込額を算定することをいう。ただし、個別評価方式により損失補償債務等負担見込額を算定する場合にあっても、損失補償付債務　　の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできないものとする。	ける時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前３年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方式により、損失補償債務等負担見込額を算定する方式をいう。ただし、個別評価方式により損失補償債務等負担見込額を算定する場合であっても、損失補償を行っている額の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできないものとする。
２　（略）	２　（略）
３　資産債務個別評価方式	３　資産債務個別評価方式
(1) 当該年度の前年度の末日における出資法人等の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は損失補償付債務の額のいずれか少ない額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。ただし、損失補償付債務の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできないものとする。	(1) 当該年度の前年度の末日における出資法人等の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は損失補償付債務の額のいずれか少ない額を損失補償債務等負担見込額とするものとする　　。
(2) （略）	(2) （略）
４　経営計画個別評価方式とは、出資法人等が地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人である場合において、次の(1)又は(2)により算定した額を損失補償債務等負担見込額とする方式をいう。	４　経営計画個別評価方式とは、出資法人等が地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人である場合において、次の(1)又は(2)により算定した額を損失補償債務等負担見込額とする方式をいう。
(1) 規則第６条第２号　　の例により算定した同号算式の符号Ｄに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額	(1) 規則第６条第１項第２号の例により算定した同号算式の符号Ｄに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額
(2) 規則第６条第４号　　の例により作成した経営計画における同条第２号算式の符号Ｄに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額	(2) 規則第６条第１項第４号の例により作成した経営計画における同項第２号算式の符号Ｄに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額
５　（略）	５　（略）

四　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償

1　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償債務等負担見込額の算定については、修正財務諸表評価方式（財務諸表に補正を行った上で財務諸表評価方式を適用する方式をいう。）又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。

2　（略）

3　損失補償付債務償還費補助評価方式を採用する場合において、次のような経済的取引、出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとする。

(1) 損失補償が付された　国の政策金融機関からの超長期の借入れ又は異なる地方公共団体からの借入れの償還に設立団体である　地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合にあっては、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値に当該年度の前年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすること。

(2) 損失補償を行っている設立団体　からの特定調停等の申立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象としないこと。

第三　公的信用保証、　制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1　公的保証機関の保証（以下「公的信用保証」という。）に係る損失補償債務等負担見込額は、当該年度の前年度の末日における損失補償債務の　残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該公的保証機関に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の　残高で除して得た値）を乗じた額とする。

2　金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定

四　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償

1　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償債務等負担見込額の算定については、修正財務諸表評価方式（財務諸表に補正を行った上で財務諸表評価方式を適用する方式をいう。２において同じ。）又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。

2　（略）

3　損失補償付債務償還費補助評価方式を採用する場合において、次のような経済的取引、出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとする。

(1) 損失補償の対象である国の政策金融機関からの超長期の借入れ又は他の　地方公共団体からの借入れの償還に損失補償を行っている地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合にあっては、当該損失補償付債務の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値に当該年度の前年度の末日における損失補償付債務の額を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすること。

(2) 損失補償を行っている地方公共団体からの特定調停等の申立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象としないこと。

第三　公的保証機関の保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準

1　公的保証機関の保証　に係る損失補償債務等負担見込額は、当該年度の前年度の末日における損失補償の対象である債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該公的保証機関に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償の対象である債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。

2　制度融資において

多数の事業者等に融資を行う場合において、金融機関等が行う融資に伴う損失に対する補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、当該年度の前年度の末日の損失補償付債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該金融機関等に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償債務の残高で除して得た値）を乗じた額とする。	金融機関等が行う融資に伴う損失に対する補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、当該年度の前年度の末日の損失補償の対象である債務の残高に平均残存年数を乗じた額に、当該年度の前年度における損失補償実行率（当該年度の前年度において地方公共団体が当該金融機関等に損失補償金として支払った額から精算金額として返戻された額を控除した純計による額を当該年度の前年度の末日の損失補償の対象である債務の残高で除して得た値をいう。３において同じ。）を乗じた額とする。
３　当該年度の前年度において１又は２による損失補償債務等負担見込額の算定に影響を生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度前の合理的な範囲内の期間における損失補償実行率の平均等を用いることができるものとする。	３　当該年度の前年度において１又は２による損失補償債務等負担見込額の算定に影響を生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度前の合理的な範囲内の期間における損失補償実行率に相当する率の平均等を用いることができるものとする。
４　地方公共団体の実情に応じ、損失補償対象債権について合理的な区分を設定し、当該区分ごとに算定する等より精ちな算定方法を採用することができるものとする。ただし、当該精ちな算定方法を採用した場合においては、当該精ちな算定方法から１又は２による算定方法に戻ることは、原則として、できないものとする。	４　地方公共団体の実情に応じ、損失補償の対象である債務について合理的な区分を設定し、当該区分ごとに算定する等より精緻な算定方法を採用することができるものとする。ただし、当該精緻な算定方法を採用した場合においては、当該精緻な算定方法から１又は２による算定方法に戻ることは、原則として、できないものとする。
第四　その他の形態の損失補償又は債務保証に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準	第四　その他の形態の損失補償又は保証に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準
第二又は第三以外の形態の損失補償又は債務保証に係る損失補償債務等負担見込額は、地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は保証に係る債務の額の10%を下回ることはできないものとする。	第二又は第三以外の形態の損失補償又は保証に係る損失補償債務等負担見込額は、地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は保証を行っている額の10%を下回ることはできないものとする。
附　則	附　則
特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第２項に規定する特例民法法人をいう。）にあっては、	特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第２項に規定する特例民法法人をいう。）の債務に対する損失補償に係る一般会計等負担見込額の算定については、本基準における損失補償債務等負担見込額の例による

財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。	ものとする。この場合において、財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。また、地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。